

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標を次のとおり公表する。

平成30年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道公立大学法人札幌医科大学中期目標

札幌医科大学は、これまで北海道で唯一の公立医系総合大学として、医師をはじめとする地域に貢献する多くの医療人を育成するとともに、先進医学・保健医療学の研究や高度先進医療の提供、さらには地域への医師派遣等を通じ、本道の医療・保健・福祉の充実・発展に貢献してきた。

近年、北海道は、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しており、かつて経験したことのない超高齢社会に直面している。それに伴い、人口構造等の変化や慢性疾患の増加といった疾病構造の変化のほか、AIやIoTなどの情報科学技術の飛躍的な進展等、大学の教育研究や病院を取り巻く環境も急激に変化しているところである。

こうした社会構造や医療ニーズの質的变化、さらには地域における医師不足や地域偏在等、本道の地域医療に関する諸課題に的確に対応し、今後とも「進取の精神と自由闊達な気風」及び「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」という建学の精神の下、札幌医科大学が、健康長寿社会の実現に向けて、本道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進に貢献し、道民の誇りとなる大学であり続けることを目指すため、次の6項目を基本とする新たな中期目標を定める。

（基本目標）

- 1 創造性に富み人間性豊かな医療人を育成し、本道の地域医療に貢献する。
- 2 進取の精神の下、国際的・先端的な研究を推進し、最高レベルの医科大学を目指す。
- 3 高度先進医療の開発・提供を行うとともに、救急・災害医療など、本道の基幹病院としての役割を果たす。
- 4 地域への医師派遣等を通じ、本道の地域医療提供体制の確保に向け、積極的な役割を果たす。

5 最新の研究・医療に関する情報の地域社会への提供、より一層の産学官連携等を進め、研究成果の社会還元に努める。

6 国際交流を推進し、国際的医療・保健の発展に寄与する。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

医学部	医学科
保健医療学部	看護学科 理学療法学科 作業療法学科
医療人育成センター	
大学院	医学研究科 保健医療学研究科
助産学専攻科	
附属施設	病院 総合情報センター 産学・地域連携センター

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 入学者の受入れに関する目標

医学・医療の攻究と地域医療への貢献等を掲げる建学の精神を基本に、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った能力、意欲及び適性を持った優れた人材を確保する。

(2) 教育内容及び成果等に関する目標

建学の精神及び教育理念に基づき策定する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に沿った質の高い教育を行い、高度で専門的な能力を有し、人間性豊かで地域

医療に貢献する強い意志を持った優秀な医療人を育成する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

教育の質の向上を図るため、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組を積極的に推進するとともに、学生の教育環境の改善・充実に努め、効果的な教育実施体制を構築する。

(4) 学生への支援等に関する目標

学生の学修意欲及び学修成果を高めるため、学生ニーズを踏まえた学修支援や生活支援等の体制の充実に努める。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標

先端的領域における国際水準の基礎研究及び臨床研究を推進するとともに、ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策や再生医療等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究に取り組む。

(2) 研究実施体制等に関する目標

研究活動を積極的に推進し、研究水準及び成果を高めるため、大学の研究機能や研究支援体制の充実に努めるなど、より一層の研究基盤の強化を図る。

3 附属病院に関する目標

(1) 診療に関する目標

診療機能の改善・充実に向けた取組を積極的に実施し、高度救命救急医療、がん医療、再生医療等の高度・先端医療をはじめとする、最高レベルの医療の提供に努めるとともに、医療の安全体制の充実及び医療サービスの向上に積極的に取り組む。

(2) 臨床教育に関する目標

高度な知識や技術と豊かな人間性とを兼ね備えた地域医療に貢献する医療人を育成するため、臨床研修の内容の充実及び拡充を図るとともに、研修環境の改善に取り組む。

また、道内の地域医療に従事する医師、看護師等のキャリアアップに向けた支援を引き続き行う。

(3) 運営の改善及び効率化に関する目標

病院経営の自立化を進めるため、既存棟の改修や増築棟の整備による効果を最大限活用した上で、経営方針等に基づく適切な収入を確保し、かつ、経費全般にわたる効率的執行に努め、病院運営の改善を不断に図る。

4 社会貢献に関する目標

(1) 地域医療等への貢献に関する目標

ア 本道の地域医療提供体制の確保に向け積極的な役割を果たすため、道、関係機関等との連携を強め、道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師、助産師等の派遣機能を強化するとともに、地域における医師確保に向けた取組を引き続き行い、地域医療の充実に貢献する。

また、地域においては、依然として厳しい医師不足の状況にあるため、次の数値指標を掲げ、積極的に医師派遣に取り組む。

設定内容	目標値（平成36年度）
地域医療を支える公的医療機関への医師の派遣件数	1,350件以上

イ 救急・災害医療、がん対策、リハビリテーション支援等に関する本道の医療体制の充実に図るため、地域の医療機関に対する診療支援及び診療連携、医療従事者の研修・研究活動等の支援並びに治療と仕事の両立をはじめとする患者等に対する相談支援体制の充実に積極的に取り組む。

ウ 災害時において関係機関と連携し、大学の人的・物的資源を活用した地域への支援に取り組む。

エ 道、市町村等の医療・保健・福祉に関する政策形成・調査や疾病予防・健康づくりのための活動を支援し、地域の保健福祉の向上に貢献する。

オ 健康寿命の延伸等に貢献するため、教育研究活動の成果に関する情報発信に積極的に取り組むとともに、道民に対する生涯学習機会の提供や健康福祉に関する意識の高揚を図る。

(2) 産学・地域連携に関する目標

研究成果の実用化と社会への還元を積極的に進めるため、企業や地域の研究機関等との連携を深めるとともに、附属産学・地域連携センターの機

能の充実を図る。

5 国際交流及び国際貢献に関する目標

グローバルな視野を持った人材を育成するため、外国の大学、研究機関等との交流・連携を推進する。

また、国際水準の研究を進めるとともに、札幌医科大学が有する高度な知識や優れた技術を活用し、国際的医療・保健の発展に貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営に関する目標

大学の特色を生かしながら、地域医療への貢献等の大学の役割を発揮するため、理事長（学長）のリーダーシップの下、迅速な意思決定を通じ、効果的・効率的で、かつ、責任ある大学運営を推進する。

2 組織及び業務等に関する目標

(1) 教職員の人事制度の適切な運用・改善を図るとともに、採用手法の多様化や研修の充実等により、事務職員の専門性を高めるとともに、業務遂行能力の向上を図る。

(2) 大学及び病院を取り巻く環境の変化に適切に対応するとともに、業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、業務の一層の効率化及び組織体制の簡素・効率化を図る。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 財務基盤の確立に関する基本的な目標

(1) 収入の確保に関する目標

科学研究費補助金など国や民間等の外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。

また、診療収入をはじめとする自己収入の更なる確保を図り、財務基盤を強化することで、着実に財務内容の改善に取り組む。

(2) 経費の効率的執行に関する目標

業務全般及び組織体制の計画的見直しを進め、管理的経費等の一層の効率的な執行により、経費の抑制を図る。

なお、財務内容の改善について、次のとおり数値指標を設定する。

設定内容	目標値
財務内容の改善	業務の効率化等に取り組み、運営費交付金を少なくとも前年度比1%縮減（特別の事情がある場合を除く。）

2 資産の運用管理に関する目標

資産の状況を点検・把握し、適切な管理及び効率的・効果的な運用を図る。

第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

P D C Aサイクルを活用し、教育・研究、組織・運営等の状況について自己点検・評価及び第三者評価を適切に実施し、結果を公表するとともに、法人の業務運営の改善に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標

道民に開かれた大学として、積極的な情報の公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備、活用等に関する目標

(1) 施設整備構想等に基づく計画的な施設整備を着実に進めるとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化及び充実強化を図る。

(2) 施設設備の適切な維持管理及び効率的な利用により、施設の長寿命化や管理運営に関するコストの縮減に努めるとともに、中長期的視点に立った計画的な整備に取り組む。

2 安全管理等の業務運営に関する目標

(1) 災害及び事故に対する危機管理体制や化学物質の適正管理等の安全衛生管理体制の整備等を強化し、安心・安全な環境整備に努める。

(2) 大学運営等に対する社会的な信用や評価に損失を与える可能性があるリスクを回避するため、法人のリスクマネジメントを強化する取組を推進する。

(3) 北海道個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適切な管理を行うとと

もに、情報セキュリティ対策の充実・強化を図る。

(4) 省エネルギーの推進等、環境に配慮した活動を実践する。

3 法令遵守等に関する目標

道民に信頼される大学運営を行うため、不断に内部統制システムの検証・改善を図りながら法令及び倫理規範の遵守の徹底に努めるなど、法人全体のコンプライアンスを強化するための取組を推進する。